

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2025年 2 月 4 日

【会社名】 株式会社ブッキングリゾート

【英訳名】 Booking Resort Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 坂根 正生

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市北区梅田二丁目 6 番20号15階

【電話番号】 06-6147-5481

【事務連絡者氏名】 取締役 今井 裕二

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市北区梅田二丁目 6 番20号15階

【電話番号】 06-6147-5481

【事務連絡者氏名】 取締役 今井 裕二

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	306,000,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	1,381,040,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	262,056,000円
	(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。	

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年1月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,346,800株(引受人の買取引受による売出し1,132,000株・オーバーアロットメントによる売出し214,800株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を2025年2月4日開催の取締役会において決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)

3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

3 第三者割当増資について

4 ロックアップについて

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	300,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2025年1月17日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2025年2月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受によ
る売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、214,800株を上限として、S M B C日興証券株式会
社が当社株主であるエス・エヌ・ホールディングス有限会社(以下、「貸株人」という。)より借り入れる当
社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2
オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2025年1月17日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売
出しとは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式214,800株の新規
発行(以下、「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又
は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参
照ください。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	300,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2025年1月17日開催の取締役会決議によっております。

2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受によ
る売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、214,800株を上限として、S M B C日興証券株式会
社が当社株主であるエス・エヌ・ホールディングス有限会社(以下、「貸株人」という。)より借り入れる当
社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2
オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2025年1月17日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売
出しとは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式214,800株の新規
発行(以下、「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又
は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参
照ください。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

2025年2月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は2025年2月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	300,000	306,000,000	165,600,000
計(総発行株式)	300,000	306,000,000	165,600,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2025年1月17日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2025年2月13日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は360,000,000円となります。

(訂正後)

2025年2月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は2025年2月4日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額1,020円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	300,000	306,000,000	168,360,000
計(総発行株式)	300,000	306,000,000	168,360,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2025年1月17日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2025年2月13日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 仮条件(1,200円～1,240円)の平均価格(1,220円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は366,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2025年2月14日(金) 至 2025年2月19日(水)	未定 (注) 4	2025年2月20日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2025年2月4日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年2月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年2月4日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2025年2月13日に決定される予定の発行価格、引受価額は各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2025年2月13日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年2月21日(金)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、2025年2月5日から2025年2月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

(訂正後)

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	1,020	未定 (注) 3	100	自 2025年2月14日(金) 至 2025年2月19日(水)	未定 (注) 4	2025年2月20日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,200円以上1,240円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年2月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(1,020円)及び2025年2月13日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2025年2月13日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年2月21日(金)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2025年2月5日から2025年2月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,020円)を下回る場合は本募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	未定	1 . 買取引受けによりま す。 2 . 引受人は新株式払込金 として、払込期日まで に払込取扱場所へ引受 価額と同額を払込むこ とといたします。 3 . 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との差 額の総額は引受人の手 取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号		
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号		
株式会社S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
西村証券株式会社	京都府京都市下京区四条通高倉西入立 売西町65番地		
計	—	300,000	—

(注) 1 . 各引受人の引受株式数は、2025年 2 月 4 日に決定する予定であります。

2 . 上記引受人と発行価格決定日(2025年 2 月13日)に元引受契約を締結する予定であります。

3 . 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	<u>185,600</u>	1 . 買取引受けによりま す。 2 . 引受人は新株式払込金 として、払込期日まで に払込取扱場所へ引受 価額と同額を払込むこ とといたします。 3 . 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との差 額の総額は引受人の手 取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号	<u>28,600</u>	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	<u>28,600</u>	
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	<u>28,600</u>	
株式会社S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	<u>14,300</u>	
西村証券株式会社	京都府京都市下京区四条通高倉西入立 売西町65番地	<u>14,300</u>	
計	—	300,000	—

(注) 1 . 上記引受人と発行価格決定日(2025年 2 月13日)に元引受契約を締結する予定であります。

2 . 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1 . の全文削除及び 2 . 3 . の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
331,200,000	10,000,000	321,200,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。なお、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
336,720,000	10,000,000	326,720,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,200円～1,240円)の平均価格(1,220円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。なお、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額321,200千円に本第三者割当増資の手取概算額上限236,309千円を合わせた、手取概算額合計上限557,509千円については、新規の直営宿泊施設開業費及び 広告宣伝費に充当する予定であります。

及び の具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

(略)

(訂正後)

上記の差引手取概算額326,720千円に本第三者割当増資の手取概算額上限240,247千円を合わせた、手取概算額合計上限566,967千円については、新規の直営宿泊施設開業費及び 広告宣伝費に充当する予定であります。

及び の具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

(略)

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

2025年2月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1,132,000	1,358,400,000	京都府京丹後市大宮町口大野88番地 株式会社にしがき 410,000株 京都府京丹後市大宮町口大野88番地 株式会社デジタルストレージ 205,000株 京都府京丹後市大宮町口大野88番地 エス・エヌ・ホールディングス有限 会社 170,000株 兵庫県豊岡市若松町11番3号 株式会社ゆめゆめらいふ 50,000株 大阪府摂津市鳥飼新町1丁目1番26 号 エスオール株式会社 30,000株 京都府京都市左京区田中飛鳥井町41 番地1 株式会社なかむら 30,000株 東京都練馬区向山四丁目1番1号 株式会社B & V 25,000株 東京都練馬区向山四丁目1番1号 株式会社B & Vホールディングス 25,000株 東京都練馬区向山四丁目1番1号 日本商事株式会社 25,000株 大阪府大阪市北区豊崎五丁目6番2 号 北梅田大宮ビル6階 クローバーラボ株式会社 25,000株 山梨県甲府市中央1-7-15 株式会社古名屋 20,000株 福岡県北九州市八幡東区東田一丁目 3番15号 日乃出食品株式会社 20,000株

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
				大阪府大阪市中央区北浜 1 - 1 -14 北 浜一丁目平和ビル 6 階 シイエスピーク株式会社 18,000株 兵庫県西宮市 田中 裕之 15,000株 大阪府豊中市 小山 力也 15,000株 大阪府茨木市五日市緑町 5 -21 株式会社ナカモト 10,000株 福岡県行橋市宮市町 5 -24 ハイライ フサクセス 1 階 K O G A ホールディングス株式会社 10,000株 千葉県長生郡一宮町東浪見36番 1 号 ベイビーブレイン株式会社 10,000株 大阪府東大阪市小若江 2 丁目 5 番 4 号 シーズコーポレーション有限公司 5,000株 広島県広島市中区立町 2 番23号 野村 不動産広島ビル 株式会社f.f. Vacation House 5,000株 東京都品川区東五反田 5 -22-37 株式会社 J S フーズ 5,000株 静岡県裾野市須山2255番2656 株式会社資産対策研究所 4,000株
計(総売出株式)	—	1,132,000	1,358,400,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第 1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,200円)で算出した見込額であります。

(訂正後)

2025年2月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1,132,000	1,381,040,000	京都府京丹後市大宮町口大野88番地 株式会社にしがき 410,000株 京都府京丹後市大宮町口大野88番地 エス・エヌ・ホールディングス有限 会社 250,000株 京都府京丹後市大宮町口大野88番地 株式会社デジタルストレージ 205,000株 兵庫県豊岡市若松町11番3号 株式会社ゆめゆめらいふ 50,000株 大阪府摂津市鳥飼新町1丁目1番26 号 エスオール株式会社 30,000株 京都府京都市左京区田中飛鳥井町41 番地1 株式会社なかむら 30,000株 大阪府大阪市北区豊崎五丁目6番2 号 北梅田大宮ビル6階 クローバーラボ株式会社 25,000株 山梨県甲府市中央1-7-15 株式会社古名屋 20,000株 福岡県北九州市八幡東区東田一丁目 3番15号 日乃出食品株式会社 20,000株

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
				大阪府大阪市中央区北浜 1 - 1 -14 北 浜一丁目平和ビル 6 階 シイエスピーク株式会社 18,000株
				兵庫県西宮市 田中 裕之 15,000株
				大阪府豊中市 小山 力也 15,000株
				大阪府茨木市五日市緑町 5 -21 株式会社ナカモト 10,000株
				福岡県行橋市宮市町 5 -24 ハイライ フサクセス 1 階 K O G A ホールディングス株式会社 10,000株
				千葉県長生郡一宮町東浪見36番 1 号 ベイベーブレイン株式会社 10,000株
				大阪府東大阪市小若江 2 丁目 5 番 4 号 シーズコーポレーション有限公司 5,000株
				東京都品川区東五反田 5 -22-37 株式会社 J S フーズ 5,000株
				広島県広島市中区立町 2 番23号 野村 不動産広島ビル 株式会社f.f. Vacation House 4,000株
計(総売出株式)	—	1,132,000	1,381,040,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第 1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、仮条件(1,200円～1,240円)の平均価格(1,220円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	214,800	<u>257,760,000</u>	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	214,800	<u>257,760,000</u>	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5 に記載した振替機関と同一であります。

5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,200円)で算出した見込額であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	214,800	<u>262,056,000</u>	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	214,800	<u>262,056,000</u>	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4 に記載した振替機関と同一であります。

5. 売出価額の総額は、仮条件(1,200円～1,240円)の平均価格(1,220円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3 第三者割当増資について

(訂正前)

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2025年1月17日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 214,800株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注) 2
(4)	払込期日	2025年3月26日(水)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、2025年2月4日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2025年2月13日に決定します。

(訂正後)

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2025年1月17日及び2025年2月4日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 214,800株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,020円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)
(4)	払込期日	2025年3月26日(水)

- (注) 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2025年2月13日に決定します。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

4 ロックアップについて

(訂正前)

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人であるエス・エヌ・ホールディングス有限会社、売出人である株式会社B & V、株式会社B & Vホールディングス、日本商事株式会社、シイエスピーク株式会社及び株式会社資産対策研究所並びに当社株主である株式会社グランシーズ、村上真之助、株式会社ジョー・コーポレーション、富士五湖エンジニアリング株式会社、株式会社グルーヴ、株式会社キャプテンライン、三方圭一、株式会社luana、株式会社シュ克蘭、株式会社ゲンバカンリシステムズ、株式会社ディーエス、MRDホールディングス株式会社、株式会社日本介護医療センター、株式会社イー・エヌ・ジー、株式会社AsoboLabo、吉野建設株式会社、株式会社サンゲリオン、加藤智麗、株式会社LUCKE L、コーエイホールディング株式会社、株式会社ジェイトラスト、株式会社フローレンス、株式会社ビバック、株式会社善太、真城逞生、株式会社NKD、中村友則、溝落和子、藤井久司、藤井裕也、今井剛、株式会社加々見工務店、株式会社スペース、アニラオ企画有限会社、清水くみ子、株式会社ARKS JAPAN、高間健太郎、藤井佳子、株式会社p.b.v及び株式会社喜びフーズは、SMB C日興証券株式会社(以下、「主幹事会社」という。))に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2025年8月19日までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。))中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

(訂正後)

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人であるエス・エヌ・ホールディングス有限会社、売出人であるシイエスピーク株式会社及び株式会社f.f. Vacation House並びに当社株主である株式会社グランシーズ、村上真之助、株式会社B & V、株式会社B & Vホールディングス、日本商事株式会社、株式会社ジョー・コーポレーション、富士五湖エンジニアリング株式会社、株式会社グルーヴ、株式会社キャプテンライン、三方圭一、株式会社luana、株式会社シュ克蘭、株式会社ゲンバカンリシステムズ、株式会社ディーエス、MRDホールディングス株式会社、株式会社日本介護医療センター、株式会社イー・エヌ・ジー、株式会社AsoboLabo、吉野建設株式会社、株式会社サンゲリオン、加藤智麗、株式会社LUCKE L、コーエイホールディング株式会社、株式会社ジェイトラスト、株式会社フローレンス、株式会社ビバック、株式会社善太、真城逞生、株式会社NKD、中村友則、溝落和子、藤井久司、藤井裕也、今井剛、株式会社加々見工務店、株式会社スペース、アニラオ企画有限会社、清水くみ子、株式会社ARKS JAPAN、高間健太郎、藤井佳子、株式会社p.b.v、株式会社資産対策研究所及び株式会社喜びフーズは、SMB C日興証券株式会社(以下、「主幹事会社」という。))に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2025年8月19日までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。))中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。